

★基本情報入力欄 はじめに太枠内の情報を入力してください。

都道府県名	〇〇県	← 「都道府県」まで記入してください。
市町村名	△△市	← 「市町村」まで記入してください。
対象組織名	あいうえお活動組織	
代表者名	多面 太郎	
代表者住所	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	

★記入の手順と注意事項（Excelで様式を作成する場合）

色付きの部分の入力してください。

- ・様式1-1号シートから順番に入力してください。
- ・画面下の様式名を選択すると、入力する様式を切り替えることができます。左下の◀▶をクリックすることで、隠れている様式を表示させることができます。
- ・活動組織の方が入力するセルには、この色が塗ってあります。
- ・この色が塗ってあるセルは自動で入力されますが、自由に入力することもできます。自動入力されたものが間違っている場合は、正しく修正してください。
- ・行を追加する際は、一番左にある行番号をクリックして行全体をコピーし、表の最下部の太線より上の位置で行番号を右クリックし「コピーしたセルの挿入」を選択してください。
- ・計算式が入っているセルは変更しないでください。自動入力や自動計算ができなくなります。

★提出書類と各シートの説明

1. 事業計画の申請時に提出するもの

シート名	提出の必要性	書類名
様式1-1号	必須	様式第1-1号 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について
様式1-2号	必須	様式第1-2号 多面的機能発揮促進事業に関する計画
様式1-3号	必須	様式第1-3号 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
活動計画書	必須	様式第1-3号別紙1 多面的機能支払交付金に係る活動計画書（1号事業様式）
加算措置	必要に応じて	※加算措置に取り組む場合のみ提出
位置図	必須	様式第1-3号別紙1 別添1 実施区域位置図
構成員一覧	必須（どちらかを提出）	活動組織の規約別紙（構成員一覧）
別ファイル		様式第1-3号別紙1 別添2 構成員一覧
長寿命化整備計画	必要に応じて	様式第1-4号 長寿命化整備計画書
工事確認書	必要に応じて	様式第1-5号 工事に関する確認書
別ファイル	必須	別記6-1 活動組織規約 又は別記5-2 広域協定運営委員会規則

2. 実施状況の報告時に提出するもの

シート名	提出の必要性	書類名
活動記録	必須に応じて	様式第1-6号 活動記録 ※農地維持支払のみに取り組む場合、提出不要
金銭出納簿	必須	様式第1-7号 金銭出納簿
報告書	必須	様式第1-8号 実施状況報告書
持越金の使用予定表	必要に応じて	※持越金の額が規定以上になる場合のみ提出

### 3. 取組番号表

シート名	提出の必要性	内容
取組番号早見表		活動記録に記載する取組の番号早見表
取組番号表		活動記録に記載する取組の番号表（詳細版）

### 4. その他のシート（活動組織の方は入力不要です）

シート名	提出の必要性	内容
選択肢		選択肢のリスト <b>活動組織の方は、選択肢を変更しないでください。</b>
市町村用		市町村が都道府県に報告する様式
別記3-1(1)		市町村の確認用様式
別記3-1(2)		市町村の確認用様式
別記3-1(3)		市町村の確認用様式
市町村コード		集計用の市町村コード一覧表

(様式第1-1号)

△△市長 殿

令和○年○月○日

日付を入力してください。

あいうえお活動組織

多面 太郎

印

押印してください。

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

## 記

### 1 事業計画

### 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- 1号事業（多面的機能支払交付金）
- 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

### 3 その他

- 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和〇年〇月〇日  
あいうえお活動組織

1 多面的機能発揮促進事業の目標

参考例をそのままよいですが、『(例)』の字は削除してください。

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類 (実施するものに○を付すこと。)

1号事業 (多面的機能支払交付金)	
○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成26年法律第78号。以下「農地維持支払を実施する組織は上側に「○」、資源向上支払 (共同)、(長寿命化)を実施する組織は下側に「○」をしてください。)
○	法の主として当該施設の機能の発揮の促進に資する事業 (資源向上支払交付金)
2号事業 (中山間地域等直接支払交付金)	
3号事業 (環境保全型農業直接支払交付金)	
4号事業 (その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)	

② 実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (以下「活動計画書」という。)(別添1)実施区域位置図)のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の概要

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 地区の概要」並びに「(別添1)実施区域位置図」のとおり。

2) 活動の内容

(例) イ イの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。  
ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払 (共同)」及び「(3) 資源向上支払 (長寿命化)」に記載のとおり。

組織が行う活動のみ記載してください。例えば、農地維持支払と資源向上支払 (共同)のみを計画している組織は、資源向上支払 (長寿命化)の文言は削除してください。※計画では予定にないのに、記載されていることがあります。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「(別添2)構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1活動組織規約」の「(別紙)構成員一覧」に代えることもできる。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書  
 (多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、  
 環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	(あいうえおかつどうそしき)	
組織名	あいうえお活動組織	
(ふりがな)	(ためん たろう)	
代表者氏名	多面 太郎	印
(ふりがな)	(まるけんさんかくしまるちょう)	
所在地	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	

ふり仮名を記入  
してください。

押印してください。

I. 地区の概要 (共通)

<活動の計画>

<input checked="" type="checkbox"/>	II. 1号事業 (多面的機能支払)	別紙 1
<input type="checkbox"/>	III. 2号事業 (中山間地域等直接支払)	別紙
<input type="checkbox"/>	IV. 3号事業 (環境保全型農業直接支払)	別紙
<input type="checkbox"/>	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に ( ) 内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

# I. 地区の概要

※ 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

## 1. 活動期間

必ず記入してください。

計画の変更時に記入して下さい。

	活動開始年度	終了年度	交付金の交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	令和2年度	令和6年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払(共同)	令和2年度	令和6年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払(長寿命化)	令和2年度	令和6年度	5年	○年度	
中山間地域等直接支払				○年度	
環境保全型農業直接支払				○年度	

これらの面積は、次頁の活動計画書の対象農用地面積の数値と同じかそれより大きい数値となります。

遊休農地の面積を記入している組織は、活動期間内に遊休農地を解消できないと、交付金返還の対象となります。(遊休農地解消の場合のみ記入すること)

## 2. 実施区域(内の農用地、施設)

協定農用地面積又は認定農用地面積※1					計	遊休農地面積	年当たり交付金額上限
	田	畑	草地	採草放牧地			
多面支払	10,000a	1,000a	100a		11,100 a	10 a	11,214,780円
中山間直払	a	a	a	a			
取組面積	環境直払※2						

この金額は、活動計画書の交付金合計額と加算措置の加算金額の合計です。  
記入例ありの様式を用いると、記入例に記載されている加算額も合計されてしまうので、加算措置を受けない組織は、加算措置の金額を0円にしてください。

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地  
※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組記載するものとする。

農業用施設(多面支払)	水路	農道	ため池
	うち、資源向上支払(長寿命化)の対象施設	8.2 km	7.5 km
	1.6 km	0.5 km	2 箇所

下の欄の長寿命化の対象施設は、活動計画書の長寿命化の取組み(水路、農道、ため池のみ)の延べ数量の合算値を記入してください。  
同一施設の取組みを複数に分けている場合、重複分は除いてください。  
例えば、樋門の補修 1箇所のように、延長でない場合は合算する必要はありません。

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

## 3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

## 4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の

## 5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積(多面支払・中山間直払)
100 a

中山間地域等直接支払との重複面積を記入する。  
※令和元年度様式は、合計面積の欄がありました。令和2年度様式では記入欄がありません。令和2年度様式を使うようにしてください。

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

支払の

## <施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を( )書で上段に記載するものとする。

### 多面的機能支払に係る活動計画書 (1号事業様式)

#### II. 1号事業 (多面的機能支払)

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒

広域活動組織とは、広域協定書を市町村に提出し、市町村長から認定を受けた組織のことで、広域活動組織でないなら「○」を削除してください。

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加

##### (1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000 a	3,000 円/10a	3,000,000円
畑	1,000a	2,000 円/10a	200,000円
草地	100a	250 円/10a	2,500円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,100a		3,202,500円

※対象となる農用地の面積のことで、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

##### (2) 資源向上支払 (共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000a	2,400 円/10a	2,400,000円
畑	1,000a	1,440 円/10a	144,000円
草地	100a	240 円/10a	2,400円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,100a		2,546,400円

計画書の変更のときのみ記入する項目です。記入例ありの書式を使う場合、該当しないのであれば削除してください。

を記入してください。

- ①多面的機能の増進活動に取り組む
- ②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源向上支払(長寿命化)に取り組む

- ①②に該当 ⇒ 単価に0.75を乗ずる
- ①のみ該当 ⇒ 単価の修正なし
- ②のみ該当 ⇒ 単価に0.625を乗ずる
- ①②に該当しない ⇒ 単価に5/6を乗ずる

○資源向上支払(共同) ※この表は田の交付単価です。畑や草地は基本単価に赤字の倍率を掛けてください。

①長寿命化	②多面的機能増進	③共同活動	倍率	交付単価(田・10a)
無	有	5年未満	1.0	2,400円
		5年以上	0.75	1,800円
	無	5年未満	5/6	2,000円
		5年以上	0.625	1,500円
有	有		0.75	1,800円
	無		0.625	1,500円

#### 多面的機能増進とは？

資源向上支払(共同)の取組みである『多面的機能の増進を図る活動』(任意の取組)のことです。必須の取組みではありませんが、実施しなければ交付単価が5/6倍されます。

また、加算措置の頁の『(2)資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援』と『(3)資源向上支払(共同)の農村協働力の深化に向けた活動への支援』の加算を受けるには多面的機能増進の取組みが必須となります。

(3) 資源向上支払（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	10,000a	4,400 円/10a	4,400,000円
畑	1,000a	2,000 円/10a	200,000円
草地	100a	400 円/10a	4,000円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,100a		4,604,000円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○  
 集落数×200万円

上の欄に○を入れて次ページの集落数を入力すれば自動で表示されます。

○資源向上支払（長寿命化） ※この表は田の交付単価です。畑や草地は基本単価に赤字の倍率を掛けてください。

① 広域活動組織となるための規模要件

満たしている (○なし)	→	1.0	4,400円
満たしていない (○あり)	→	1.0	4,400円
	→	5/6	3,666円

② 集落数×200万円を超えていないか（交付上限額の決定）

超えている	②広域規模要件	満たしている 「○」なし	→	交付上限額	交付単価×面積
		満たしていない 「○」あり	→	集落数×200万円	

広域活動組織となるための規模要件とは？

一般的には農用地面積 200 ha (20,000 a) 以上の規模を有していることを言います。

農業生産の条件不利地域(※)の場合、農用地面積 50 ha (5,000 a) 以上又は協定に参加する集落が3集落以上の規模を有していることが条件となります。

※農業生産の条件不利地域・・・次頁の緑枠のいずれかに「○」が付く地域のこと。  
 （農業地域類型で「中間農業地域」と「山間農業地域」に該当する地域、又は地域振興立法適用において「特定農山村」、「振興山村」、「過疎」に該当する地域のこと。）

2. 組織の広域化・体制強化の計画（計画がない場合、この項目への記入は不要です）

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化	※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関与する法人のことです。
実施予定年度	令和 2 年度	令和 7 年度	

該当しないなら記入しないでください。

以下は市町村担当者と相談の上、

必ず記入してください

農業地域類型(別紙参照)  
全ての活動組織はいずれかの区分に該当します。

集落数

(緑枠)農業生産の条件不利地域

農業地域類型  都市的地域  平地農業地域  中間農業地域  山間農業地域

地域振興立法の適用  特定農山村  振興山村  過疎

地域振興立法の適用(別紙参照)  
該当しない活動組織もあります。

離島  沖縄  奄美群島

指定棚田地域の該当状況

農振農用地区域外(白地「しらち」と言ったりもします)の農地を  
交付対象の農用地に入れている場合、その面積を記入してくだ  
さい。

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用

農地維持支払  100a 資源向上支払 (共同)  100a (長寿命化)  100a

### 3. 活動の計画

(1) 農地維持支 機械の安全使用に関する研修は令和2年度に追加された必須の取組みです。記載がない場合は、令和元年度様式なので令和2年度様式を使用してください。

活動項目	内容	毎年度の実施時期												
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
点検・ 計画策定	1 点検													
	2 年度活動の策定													
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修													
	年度(及び年度)に受講予定(活動期間内に各1回以上受講)													
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保												
		5 畦畔・溝												
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理												
	水路	7 水路の草刈り												
		8 水路の泥上げ												
		9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	農道	10 農道の草刈り												
		11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
		12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定											
	ため池	13 ため池の草刈り												
		14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
		15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
共通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後												
地域資源の適切な保全管理のための推進活動														

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)～ 必須の取組みなので、必ず記入してください。

1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。(複数選択可)

<input type="text" value=""/>	①中心経営体との役割分担による保全管理	<input type="text" value=""/>	④集落間連携や広域的活動による保全管理
<input type="radio"/>	②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理	<input type="text" value=""/>	⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理
<input type="text" value=""/>	③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理	<input type="text" value=""/>	⑥その他

必須の取組

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保安全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んで、**必須の取組**

- |  |  |
|--|--|
| <input type="radio"/> ①農地の利用集積に伴う管理作業        | <input type="checkbox"/> ④共同利用施設の保安全管理             |
| <input type="checkbox"/> ②高齢農家の農用地に係る管理作業    | <input type="checkbox"/> ⑤その他 <input type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 |  |

3) 2) で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化 | <input type="checkbox"/> ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築        |
| <input type="checkbox"/> ②入り作等の近隣の担い手との協力     | <input type="checkbox"/> ⑥集落間の連携や広域的な活動            |
| <input type="radio"/> ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり | <input type="checkbox"/> ⑦その他 <input type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> ④新たな保安全管理の担い手の確保     |  |

4) 2) で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を17～23から1項目以上選んでください。

- |  |   |
|--|---|
| <input type="radio"/> 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催             | <input type="checkbox"/> 21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 |
| <input type="checkbox"/> 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査              | <input type="checkbox"/> 22. 有識者等による研修会、検討会の開催          |
| <input type="checkbox"/> 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等                  | <input type="checkbox"/> 23. その他 <input type="text"/>   |
| <input type="checkbox"/> 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 |   |

(2) 資源向上支払 (共同)

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
施設の軽微な補修	機能診断・策定	24 農用地の機能診断	○												
		25 水路の機能診断	○												
		26 農道の機能診断	○												
		27 ため池の機能診断	○												
		28 年度活動計画の策定	○												
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	令和○年度に受講予定 (活動期間内に1回以上受講)												
実践活動	機能診断	30 農用地の軽微な補修等	機能診断	計画書の変更を提出する際、以前の記載のままになっていることがあります。 例) 平成30年度に受講予定 など											
		31 水路の軽微な補修等	機能診断	すでに実施済みなら、○年度実施済みと記入してください。											
		32 農道の軽微な補修等	機能診断												
		33 ため池の軽微な補修等	機能診断	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定		○											
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定		○											
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定		○											
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定													
		38 資源循環計画の策定													

ため池がない組織は、記入しないでください。

計画書の変更を提出する際、以前の記載のままになっていることがあります。  
例) 平成30年度に受講予定 など

計画策定したテーマは、次頁の実践活動のテーマと一致させてください。  
よくある間違いでは、  
34 生物多様性保全計画の策定(テーマ:生態系保全)を取り組んでいるのに、次頁の実践活動では生態系保全のテーマに該当する取組み(取組み番号39～41)に取り組んでいない など

活動項目	取組	毎年度の実施時期
農村環境保全活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）	<p>実施しない取組みは削除して下さい。</p> <p>記入例ありの様式を使用していると、実施しないのに取組みが記載されていることがあります。</p> <p>多面的機能の増進を図る活動で <b>56 農村環境保全活動の幅広い展開</b> を選択した場合</p> <p>農村環境保全活動を2テーマ以上実施する必要があります。テーマは以下の5つあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生態系保全（取組番号39、40、41）</li> <li>・水質保全（取組番号42、43、44）</li> <li>・景観形成・生活環境保全（取組番号45、46、47）</li> <li>・水田貯留機能増進・地下水かん養（取組番号48、49）</li> <li>・資源循環（取組番号50）</li> </ul> <p>同じテーマの中で取組みを複数しても2テーマ以上とはなりません。</p>
	43 畑からの土砂流出対策（水質保全）	
	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）	
	47 その他（景観形成・生活環境保全）	
	この線より下に行を挿入してください。	
啓発・普及	51 啓発・普及活動	

2) 多面的機能の増進を図る活動（任意の）

活動項目	取組	2月	3月	備考
多面的機能の増進を図る活動	54 地域住民による直営施工	<p>実施しない取組みは削除して下さい。</p> <p>記入例ありの様式を使用していると、実施しないのに取組みが記載されていることがあります。</p>		
	55 防災・減災力の強化			
	56 農村環境保全活動の幅広い展開			
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用			
この線より上に行を挿入してください。				
	60 広報活動			下記の青枠を読んだ上で記入してください。

※増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては広報活動は必須ではありません。**前の頁の農業生産の条件不利地域のこと**

56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。

56. を選択した場合に選択⇒  農村環境保全活動を1テーマ追加  「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ  景観形成・生活環境保全 高度な保全活動の取組内容

↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

59. 都道府県、市町村が特に認める活動 を選択した場合、具体的な活動内容を記載してください。



#### 4. 加算措置

加算措置に取り組  
対象農用地面積は

**加算措置を取り組まない場合は、面積を削除して交付金額を0円にしてください。**  
加算措置を取り組まないのに、面積が記載されていると、交付金額が様式第1-3号  
I.地区の概要の交付金額上限に加算されてしまいます。

##### (1) 農地維持支払の小規模集落支援

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	100a	1,000 円/10a	10,000円
畑	50a	600 円/10a	3,000円
草地	10a	80円	
合計	160a		

##### ★小規模集落支援の適用条件

- 小規模集落の総農家戸数が10戸以下である
- 小規模集落がこれまでに農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払、多面的機能支払の交付対象になっていない

追加した小規模集落分の面積を記入してください。

小規模集落数	集落名
2集落	○集落、○集落

##### (2) 資源向上支払（共同）の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

###### 適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の取組項目数

↓ 取組を継続中の組織のみ記入

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
遊休農地の有効活用		
農地周りの環境改善活動の強化	○	
地域住民による直営施工	○	○
防災・減災力の強化		
農村環境保全活動の幅広い展開		
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
農村文化の伝承を通じた農 都道府県、市町村が特に認		

前回の取組み数より1つ以上増えていることが条件。  
ただし、前回の取組み数が0個の場合、取組み数は  
2つ以上の必要があります。  
活動計画書の多面的機能の増進を図る活動と一致  
させてください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000a	400 円/10a	400,000円
畑	1,000a	240 円/10a	24,000円
草地	100a	40 円/10a	400円
合計	11,100a		

交付単価は資源向上支払（共同）の減額条件に  
沿うので、基本単価に同様の倍率を掛けたもの  
を交付単価としてください。

※資源向上支払（共同）の交付単価の  
算措置の交付単価も同様に減額する。

##### 資源向上支払（共同）の更なる増進に向けた活動への支

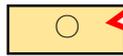
###### 適用条件

- 取組を継続する活動組織又は広域活動組織  
本事業計画の取組項目数  
> 前年度又は変更前の取組項目数
- 新規の活動組織又は広域活動組織  
本事業計画の取組項目数 2つ以上

(3) 資源向上支払（共同）の農村協働力の深化に向けた活動への支援

適用条件の確認

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける



(2) 資源向上支払（共同）の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を実施していることが必須です。

② 農業者以外の割合

・ 組織の構成員

農業者	個人	40人	+団体	1団体	=	41人・団体	
農業者以外	個人	25人	+団体	5団体	=	30人・団体	…①
	個人	65人	+団体	6団体	=	71人・団体	…②

40%以上が必須です。

・ 農業者以外の割合 42% …… ①/②

③-1 共同活動に参加する構成員の総人数の8割が参加する実践活動の実施

個人 65人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 41人  
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 106人 のうち、8割にあたる 85人以上が  
 参加する実践活動を毎年度行う。

③-2 あるいは、役員に女性が 選任されていて、共同活動に参加する構成員の総人数の6割が参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に実施する。

個人 65人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 41人  
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 106人 のうち、6割にあたる 64人以上が  
 参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に毎年実施する。

名簿が必要です。  
 活動計画書に添付する構成員一覧と同一の場合（団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数が0人）は必要ありません。

③-1、2いずれの場合も、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿（様式自由）を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000a	400 円/10a	400,000円
畑	1,000a	240 円/10a	24,000円
草地	100a	40 円/10a	400円
合計	11,100a		

★ 農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用条件

- 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること
- 構成員の農業者以外の割合 4割以上
- 共同活動に参加する構成員の総人数（※）の8割以上が参加する実践活動を行うこと、あるいは女性役員が2名以上の組織の6割以上が参加すること

交付単価は資源向上支払（共同）の減額条件に沿うので、基本単価に同様の倍率を掛けたものを交付単価としてください。

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額措置の交付単価も同様に減額する。

(4) 組織の広域化・体制強化に対する支援

区分	該当する組織	支援額
3集落以上 又は50ha以上200ha未満		
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人		80,000 円/年・組織
1,000ha以上		160,000 円/年・組織

広域活動組織に対する支援です。  
 広域活動組織とは、広域協定書を市町村に提出し、市町村長から認定を受けた組織のことです。

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/年・組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/年・組織、15,000ha以上のとき160,000円/年・組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

(別添1)

### 実施区域位置図

必ず提出してください。

組織名称：



1号事業 (多面支払)



2号事業 (中山間直払)

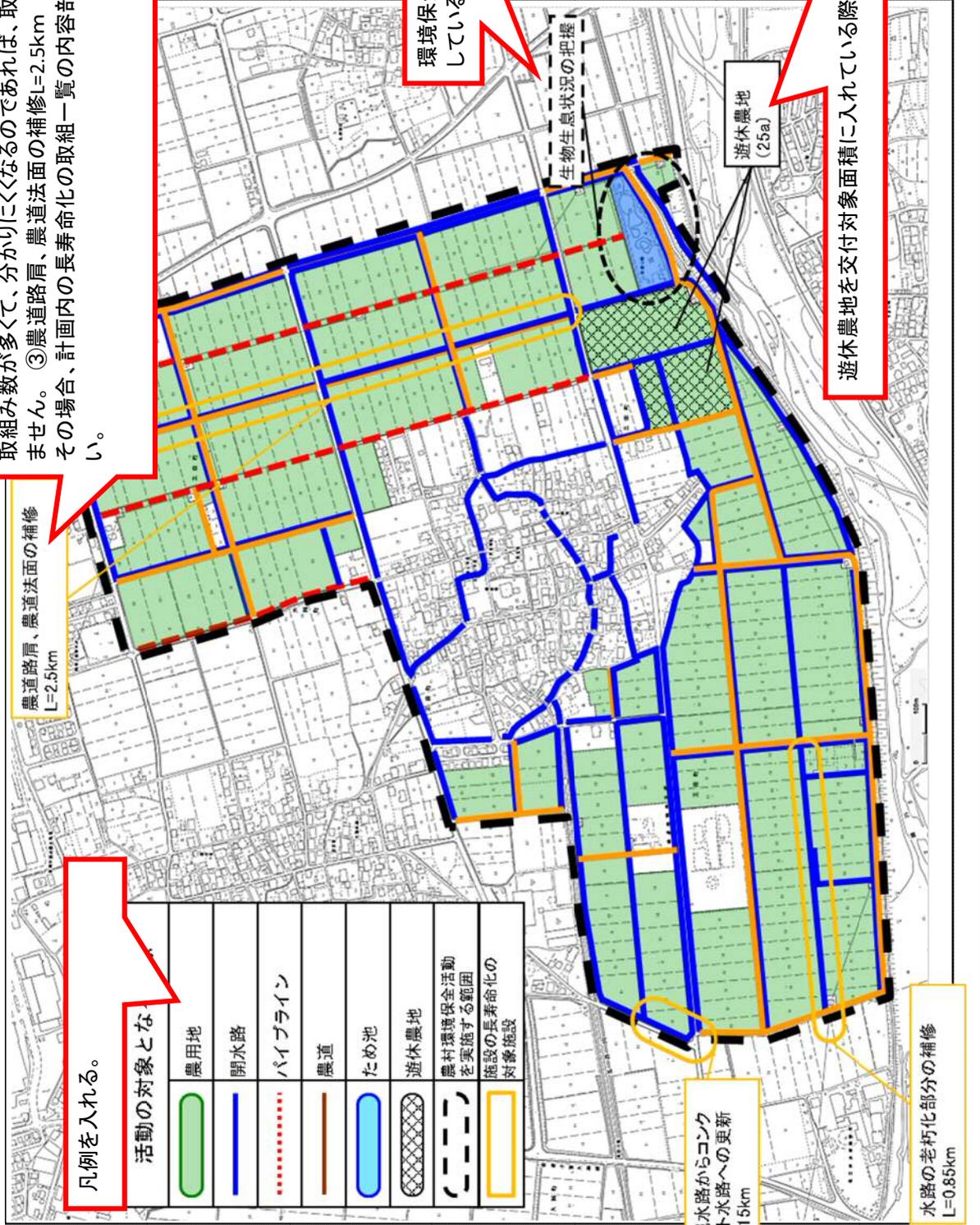


3号事業 (環境直払)

おいららお運動組織

長寿命化の取組みを図示する。

位置図に記載する際は長寿命化の取組み内容と矛盾がないようにしてください。取組み数が多くて、分かりにくくなるのであれば、取組みに数字を振ってもかまいません。③農道路肩、農道法面の補修L=2.5km など その場合、計画内の長寿命化の取組一覧の内容部分にも同じ数字を振ってください。



凡例を入れる。

概算事業費が200万円以上となり、そのな長寿命化の取組みがある場合は、提出してください。

組織名:

あいうえお活動組織

### 長寿命化整備計画書

<留意

活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事1件あたり200万円以上となることが明らか取組について、下記に記載してください。

なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。

また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

#### (1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

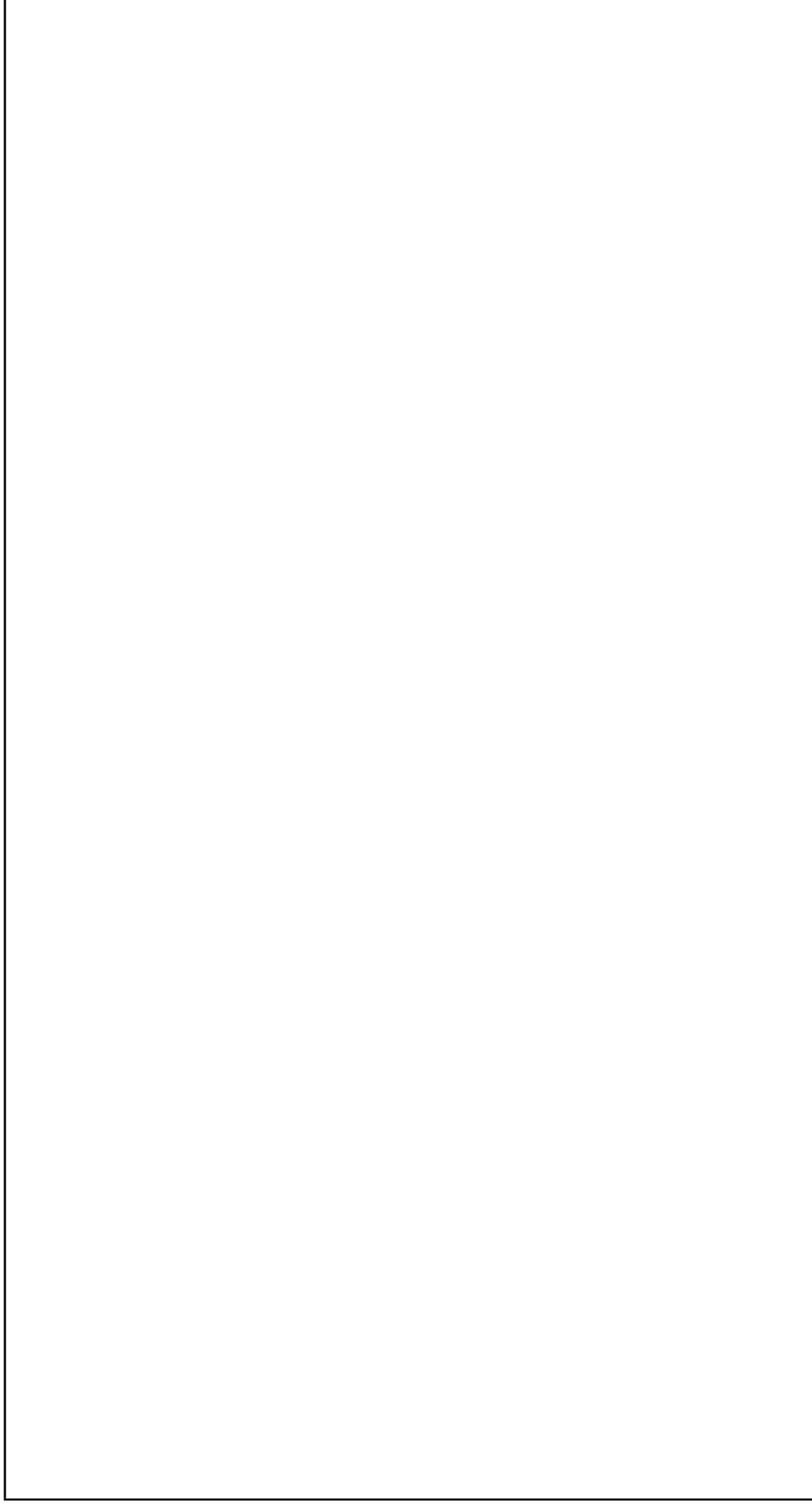
番号	施設名	設置年度	改修年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたりの概算事業費	備考
1	〇〇用水路	不明	-	土水路 幅〇〇mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失。清掃や泥上げなどの日常管理が困難である。	コンクリート水路として更新する。	0.53km	令和2年度	280万円	
2	〇〇用水路	昭和41年	昭和60年	コンクリート水路 幅〇〇mm	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊があり、水路の一部区間が破損している。	シーリング材等を塗布してひび割れを被覆する。	0.58km	令和3年度	230万円	
3	〇〇用水路	昭和40年	昭和60年	コンクリート水路 幅〇〇mm	路線の一部においてひび割れ、欠損や目地の劣化、コンクリート表面の摩耗といった老朽化がみられる。	水路の老朽化部分の補修による対策を行う。	0.70km	令和4年度	300万円	
4	〇〇揚水機	昭50年代	-	ゲート 幅 〇〇mm 高さ 〇〇mm	経年変化による戸当たり金物の腐食及び水密ゴムの劣化がみられる。	補修材及び塗料を塗布。水密ゴムを交換。	〇箇所	令和6年度	210万円	
5										

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。



必ず提出してください。

令和〇年〇月〇日

### あいうえお活動組織構成員一覧

以下3. の構成員は、あいうえお活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

#### 1. 代表

役職名	氏名	住所	備考
代表	多面 太郎	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	

#### 2. 役員

役職名	氏名	住所	備考
副代表	多面 次郎	〇〇県△△市〇町1-1-1	
会計	多面 三郎	〇〇県△△市〇町1-1-1	

役員が規約に矛盾しないようにしてください。  
規約にない役職を入れたり、規約で決められている役職がない、規約で定めた人数と異なるなど

#### 3. 構成員

- ★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択
- ★団体の場合は代表者名を記入してください。

##### (1) 〇〇集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	住所	備考（団体名等）
1. 農業者個人	多面 太郎	〇〇県△△市〇町1-1-1	
2. 農事組合法人	多面 次郎	〇〇県△△市〇町1-1-2	
3. 営農組合	多面 三郎	〇〇県△△市〇町1-1-3	〇〇営農組合

この線より上に行を挿入してください。

##### ② 農業者以外の個人

分類	氏名	住所	備考
5. 農業者以外個人	多面 A子	〇〇県△△市〇町1-1-1	
5. 農業者以外個人	多面 A美	〇〇県△△市〇町1-1-2	
5. 農業者以外個人	多面 A太	〇〇県△△市〇町1-1-3	

この線より上に行を挿入してください。

(2) ○○集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	住所	備考（団体名等）
1.農業者個人	多面 B子	○○県△△市○町1-1-1	
2.農事組合法人	多面 B美	○○県△△市○町1-1-2	
3.営農組合	多面 B太	○○県△△市○町1-1-3	

**この線より上に行を挿入してください。**

② 農業者以外の個人

分類	氏名	住所	備考
5.農業者以外個人	多面 C子	○○県△△市○町1-1-1	
5.農業者以外個人	多面 C美	○○県△△市○町1-1-2	
5.農業者以外個人	多面 C太	○○県△△市○町1-1-3	

**この線より上に行を挿入してください。**

(3) 農業者以外の団体（代表者名のみ記載する。）

分類	氏名	住所	備考（団体名等）
6.自治会	多面 D子	○○県△△市○町1-1-1	○○自治会
7.女性会	多面 D美	○○県△△市○町1-1-2	○○女性会
11.学校・PTA	多面 D太	○○県△△市○町1-1-3	○○小学校

**この線より上に行を挿入してください。**

分類番号リスト

農業者				農業者以外								
個人として参加	団体として参加			個人として参加	団体として参加							
	2	3	4		5	6	7	8	9	10	11	12
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
農業者個人	農事組合法人	営農組合	その他の農業者団体	農業者以外個人	自治会	女性会	子供会	土地改良区	J A	学校・PTA	N P O	その他の農業者以外団体

(別記6-1)

必ず提出してください。  
再認定時に提出する場合、以前のまま提出せず、必ず見直して、  
必要があれば規約を変更してください。

## 〇〇活動組織規約(例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日制定

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この活動組織は、〇〇活動組織(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を〇〇に置く。

農地維持のみ実施している組織は削除してください。

(目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、〇〇〇〇に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

農地維持のみ実施している組織は削除してください。

長寿命化を実施していない組織は、除してください。

活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動若しくはそれらに資する活動を通じ、〇〇〇〇に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

### 第2章 構成員等

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりと

参考例を使っている場合、(注)や(備考)を残したままにしていることがありますので、削除してください。

(備考)

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

### 第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第5条 活動組織に、代表1名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする

構成員一覧の役員と矛盾がないようにしてください。

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この〇〇を代表し、〇〇の業務を統括する。

- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、
- 5 書記は、〇〇の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

役員任期を、具体的な年度にしている場合は再認定時に昔のままの年度となっていることがあります。  
例えば、「役員任期は平成31年3月31日までです。」と記載したままなど。

#### (役員任期)

第6条 役員任期は、〇年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

### 第4章 総会

#### (総会開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。実施する活動内容に応じて記載してください。

#### (総会権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関する事。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関する事。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）の収支決算に関する事。
- 四 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の収支決算に関する事。
- 五 活動組織規約の制定及び改廃に関する事。
- 六 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

(注) 資源向上支払交付金を交付されていない場合は、上記第8条第二号、第三号及び第四号を削除するとともに、第一号を以下の内容の規定として下さい。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更、収支決算及び実施に関する事。

#### (総会議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

- 3 総会の議事は、第 10 条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

(注)総会の議決方法は、上記第9条第3項に示す方法もしくは以下に示す方法のいずれかを選択して規定して下さい。

3 総会の議事は、第 10 条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ 1 票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ 1 票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (特別議決事項)

第 10 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

### 第5章 事務、会計及び監査

#### (書類及び帳簿の備付け)

第 11 条 活動組織は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

#### (書類の保存)

第 12 条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から 5 年間保存することとする。

#### (事業及び会計年度)

第 13 条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年 4

実施する活動内容に応じて記載してください。

#### (資金)

第 14 条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものをもって経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）

二 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)

三 その他の収入

(注) 資源向上支払交付金を交付されていない場合は、上記第14条第二号を削除するとともに、第一号を以下の内容の規定として下さい。

一 農地維持支払交付金

(事務経費支弁の方法等)

第15条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第16条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第17条 資金の支出者は、代表とする。

(資金の流用)

第18条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第19条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第20条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第21条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(注) 資源向上活動により、施設の更新又は新たな設置を行う場合は、以下の規定を追加して下さい。

(財産の管理)

第22条 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

(物品の管理)

第 22 条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第 23 条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

第6章 活動組織規約の変更

(規約の変更)

第 24 条 この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第 25 条 多面的機能支払交付金実施要綱、市町村名を入れてください。  
鳥取市長 など 約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第 5 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、令和〇〇年〇月〇日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第 16 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。